

外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは、この預金の取扱店に限り取扱います。

2. (取扱日)

この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。

3. (預入の最低金額)

この預金の預入額は、証書表面記載（以下、「表面記載」といいます。）の当該外貨ごとに定める当金庫所定の最低金額以上とします。

4. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

5. (預金の支払時期)

(1) この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

(2) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、表面記載の期間・利率および当金庫所定の付利単位によって1年を365日として日割計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金利率によって計算します。

(3) この預金を第5条第2項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

7. (相場・手数料)

(1) 表面記載と異なる弊種により預入れ、または払戻しの際には、当金庫所定の外国為替相場により換算します。

(2) 表面記載の弊種により預入れ、または払戻しの際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. (外国通貨現金による払戻し)

この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

9. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替予約に係る規定によります。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合は、当金庫はこの預金の預入れをお断りするものとします。

1 1. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

1 2. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この預金の証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この預金の証書または印章を失った場合の預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

1 3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人

等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項(1)および(2)と同様に、ただちに書面によって届出てください。

(4) 前項(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にただちに書面によって届出てください。

(5) 前項(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (印鑑照合等)

この預金の証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (差引計算等)

(1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかにかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2) 前項により相殺する場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なおこの預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、預金証書は届出印を押印(または署名)してただちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には当金庫

は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は証書表面記載の利率、満期日以後の期間は当金庫の計算実行時におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率を適用します。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (適用法令等)

- (1) この預金は、預金保険の対象外です。
- (2) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (3) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所のみを管轄裁判所とします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)